

(幌延センター共通管理基準等)

事故等の情報区分判断基準

令和6年3月27日

幌延深地層研究センター

事故等の情報区分判断基準

平成 22 年 10 月 28 日
(改定) 平成 23 年 3 月 2 日
(改定) 平成 25 年 2 月 21 日
(改正) 平成 25 年 4 月 1 日
(改正) 平成 26 年 4 月 1 日
(改正) 平成 29 年 4 月 1 日
(改正) 平成 30 年 4 月 1 日
(改正) 平成 31 年 4 月 26 日
(改正) 令和 5 年 12 月 26 日
(改正) 令和 6 年 1 月 15 日
(改正) 令和 6 年 2 月 9 日
(改正) 令和 6 年 3 月 27 日

1. 目 的

本基準は、幌延深地層研究センターにおいて発生した事故・故障又は災害（以下「事故等」という。）について、センター通達「事故等に係る関係機関への通報について」に基づく情報区分の的確な判定に資することを目的とする。

2. 事故等の情報連絡

連絡責任者は、事故等が発生した場合は通報者からの情報により「通報連絡情報」又は「お知らせ情報」の情報区分について表-1 及び表-2 に基づき確認し、所長又はその代理者に連絡する。

3. 情報区分の判断

所長又はその代理者は、情報区分について、連絡責任者からの情報により表-1 及び表-2 に従い判断を行う。

(附 則)

1. 本基準は、幌延深地層研究センター共通管理基準等として管理する。
2. 本基準の改廃に係る事務局は、保安・建設課とする。
3. 本基準は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

表－1 通報連絡情報に相当する具体的事故等事例

事故等の区分	通報連絡情報該当事象	具体的事故等事例
1. 人の死亡又は負傷（疾病及び交通事故に伴うものは除く）	(1) 死亡災害が発生した場合、又はそのおそれがある事故が発生した場合（見学者を含む）	①死亡災害が発生した場合。（業務以外の交通事故を除く。） ②坑道の崩落等により生き埋めになった場合。 ③心肺停止、大量出血、意識不明、又は脳内出血等が疑われる場合等、生命に危険があり緊急性を要する場合。（業務以外の交通事故を除く。）
	(2) 負傷災害が発生し救急車を要請した場合、又は医療機関に緊急搬送した場合（見学者を含む）	①負傷災害の発生に伴い救急車を要請した場合。（業務以外の交通事故及び病気を除く。） ②指の切断、骨折、眼球負傷等の緊急性を要する負傷災害が発生し、負傷者を医療機関に搬送した場合。（業務以外の交通事故を除く。）
2. 火災又は爆発の発生	火災又は爆発事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合	①火災又は爆発事故の発生に伴い消防署※に通報した場合。 ②分電盤等の電気設備においてスパーク、発煙等が発生した場合。 ③灯油、軽油又は重油が漏出し、発火又は引火するおそれがある場合であって、消防署※に通報した場合。 ④野火の発生に伴いセンターへの延焼のおそれがあり消防署※に通報した場合。 ⑤火薬庫又は計画外の場所で爆発が発生した場合。 ⑥坑内においてメタンガスの発生に伴う爆発が発生した場合、又はそのおそれがある場合（メタンガス濃度5%以上）。 ※通報の際は優先的に 01632-5-1159(幌延支署)にかけることとし、幌延支署にかけられない場合は119番通報すること。
3. 施設・設備の異常、故障	施設・設備に通常の保守では修理できない破損、故障等が発生し、業務の遂行に著しい支障が生じる場合。	①地下施設内において崩落が発生した場合。（掘削工事中における切羽の崩落を除く） ②建屋が倒壊した場合。 ③クレーン、スカフォード、キブル又はガイドロープのワイヤが切断し、クレーン、スカフォード又はキブルが墜落した場合。 ④排水処理設備の破損・故障等により地下水等の排水処理が不可能となった場合。
4. 湧水による事象の発生	湧水量の増加により地下施設の水没のおそれがある場合	①突発湧水により地下施設が水没するおそれがある場合。
5. 環境に影響を与える事象	(1) 排水処理施設からの排水が、天塩川放流口における排水基準を維持できない場合、又はそのおそれのある場合	①排水基準を上回る排水又は処理不能な有害物質を含む排水が天塩川放流口から排出された場合。
	(2) 薬品、油等が敷地外に漏えい又は流出した場合	①設備等の破損・故障等により薬品、灯油、軽油又は重油が敷地外に漏えいした場合。 ②地震、風水害等により掘削土（ズリ）置場が崩壊し、掘削土（ズリ）が敷地外に流出した場合。 ③配管の破損、ポンプ・バルブ等の故障等により未処理排水が敷地外に漏出した場合。 ④豪雨等により掘削土（ズリ）置場浸出水調整池から未処理の浸出水が敷地外に溢れ出た場合。

6. その他、妨害破壊行為等、社会的影響を与える事象	そのほか、上記以外であって、消防署、警察署又は海上保安庁に出動を要請した場合	①センター施設に対する妨害破壊行為があり、110 番通報した場合。 ②センター敷地内で悪意をもった不法侵入や占拠等があり、110 番通報した場合。 ③地震、落雷、風水害に伴う被害等のために消防署*又は 110 番通報を行った場合。 ④海上調査中における事故等に伴い、海上保安庁に通報を行った場合。 ⑤火薬の盗難又は所在不明が判明した場合。 ⑥その他、幌延センターの業務に関連して外部機関又は周辺住民等に重大な損害や危害等を与えた場合。 ※通報の際は優先的に 01632-5-1159(幌延支署) にかけることとし、幌延支署にかけられない場合は 119 番通報すること。
----------------------------	--	--

表－2 お知らせ情報に相当する具体的事故等事例

事故等の区分	お知らせ情報該当事象	具体的事故等事例
1. 人の死亡又は負傷（疾病及び交通事故に伴うものは除く）	負傷災害が発生し、医療機関で治療を受けた場合（見学者を含む）	①緊急性を要しない負傷であって、医療機関において治療を受け、休業災害となった場合。（業務以外の交通事故による負傷を除く。）
2. 火災又は爆発の発生	火災と判断される可能性のある事象が発生した場合	① 燃え跡又は溶融を発見した場合。 ② 坑内において、メタンガスの発生に伴い坑内電源が遮断した場合（メタンガス濃度 1.5%以上 5%未満）。
3. 施設・設備の異常、故障	施設・設備に破損、故障等が発生し業務の遂行に支障が生じる場合	①電気設備、掘削設備、ボーリング設備又は換気設備等の破損又は故障に伴う当該設備等の運転停止により作業工程に影響が生じる場合。 ②排水処理設備の破損、故障又は処理済排水の天塩川放流口以外の場所への漏出に伴い排水処理設備からの放流を停止した場合。
4. 湧水による事象の発生	処理能力を超える湧水の発生事象及び湧水による坑内作業を中断した場合	①湧水量が排水処理設備の処理能力を超える場合、又はそのおそれがある場合。 ②湧水によりすべての坑内作業が中断した場合。
5. 環境に影響を与える事象	敷地外の環境に影響を与えるおそれのある事態が発生した場合	①設備の破損又は故障等により薬品、灯油、軽油又は重油等が敷地内に漏えいした場合。 ②地震、風水害等により掘削土（ズリ）置場の掘削土（ズリ）が敷地内で崩壊・流出した場合。
6. その他、妨害破壊行為等、社会的影響を与える事象	その他、社会的影響が懸念される事態が発生した場合	①被害の伴わない脅迫行為があった場合。 ②盗難による被害（軽微な被害を除く）があった場合。 ③急病者の発生に伴い、救急車を要請した場合。 ④パソコン又は外部記憶装置等が盗まれる等、機構に係る個人情報又は機密情報等の外部への流出が判明した場合。 ⑤その他、幌延センターの業務に関連して外部機関又は周辺住民等に損害や危害等を与えた場合。